平成２４年（フ）第２０６９号
札幌市東区北36条東28丁目１番５号　サンリバー丘珠Ｃ号
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７２号
札幌市東区北48条東５丁目２番12号
債務者　山崎　良一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９３号
札幌市西区発寒７条11丁目３番45号
債務者　阿部三樹雄
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９８号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目３番４―401号
債務者　川内　祐子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０２号
札幌市中央区南９条西18丁目２番17号　コンフォート旭ヶ丘302号
債務者　大島　美貴（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１４号
札幌市豊平区平岸４条６丁目４番５―203号
債務者　水谷　智子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２２号
札幌市白石区東札幌５条５丁目７番17号　高山ビル202号
債務者　吉田　二恵
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
北海道登別市富士町１丁目20番地13
債務者　山口　信一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
北海道登別市栄町３丁目６番地13、前住所北海道登別市栄町４丁目22番地１　レオパレスシーサイドサカエ103
債務者　佐藤　優子（旧姓上部）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
北海道室蘭市大沢町１丁目３番７号　菅野由香利方、住民票上の住所北海道登別市柏木町４丁目13番地３
債務者　藤原　隆義
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
北海道室蘭市東町１丁目21番１―408号
債務者　柳谷　秀已
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
北海道士別市東２条15丁目3144番地191
債務者　齋藤　　禎
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第３２５号
茨城県水戸市見川３丁目535番地の４　アーバンフローラＴ201号
債務者　加藤　里美（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３２号
埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂105番地３
債務者　羽太　　馨
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３３３号
埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂105番地３
債務者　羽太　君子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９３２号
千葉市花見川区浪花町11番地１　ゴールドサポート検見川
債務者　松本　正敏
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４１号
神奈川県座間市広野台１丁目19番26号　パルハイム302号
債務者　土屋　　守
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部